

改正後

- 第一 くろまぐろ（小型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
4,438.1トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	94.9
青森県	339.8
岩手県	91.5
宮城県	71.9
秋田県	32.6
山形県	16.6
福島県	12.8
茨城県	27.9
千葉県	67.5
東京都	14.9
神奈川県	44.1
新潟県	<u>107.7</u>
富山県	111.1
石川県	<u>123.1</u>
福井県	29.4
静岡県	33.3
愛知県	0.1
三重県	37.3
京都府	26.9

改正前

- 第一 くろまぐろ（小型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
4,438.1トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	94.9
青森県	339.8
岩手県	91.5
宮城県	71.9
秋田県	32.6
山形県	16.6
福島県	12.8
茨城県	27.9
千葉県	67.5
東京都	14.9
神奈川県	44.1
新潟県	<u>95.2</u>
富山県	111.1
石川県	<u>103.1</u>
福井県	29.4
静岡県	33.3
愛知県	0.1
三重県	37.3
京都府	26.9

大阪府	0.1
兵庫県	5.8
和歌山県	32.1
鳥取県	10.0
島根県	101.1
岡山県	0.1
広島県	0.3
山口県	<u>112.6</u>
徳島県	15.4
香川県	0.1
愛媛県	14.8
高知県	85.9
福岡県	16.8
佐賀県	4.0
長崎県	827.7
熊本県	12.7
大分県	3.7
宮崎県	21.1
鹿児島県	<u>20.6</u>
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚） 大中型まき網漁業	<u>1,500.1</u>
くろまぐろ（小型魚） かじき等流し網漁業等	48.4
くろまぐろ（小型魚）	68.2

大阪府	0.1
兵庫県	5.8
和歌山県	32.1
鳥取県	10.0
島根県	101.1
岡山県	0.1
広島県	0.3
山口県	<u>112.4</u>
徳島県	15.4
香川県	0.1
愛媛県	14.8
高知県	85.9
福岡県	16.8
佐賀県	4.0
長崎県	827.7
熊本県	12.7
大分県	3.7
宮崎県	21.1
鹿児島県	<u>18.2</u>
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚） 大中型まき網漁業	<u>1,535.2</u>
くろまぐろ（小型魚） かじき等流し網漁業等	48.4
くろまぐろ（小型魚）	68.2

かつお・まぐろ漁業

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5,961.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	293.9
青森県	543.1
岩手県	75.8
宮城県	28.4
秋田県	43.5
山形県	14.4
福島県	1.0
茨城県	7.0
千葉県	52.1
東京都	39.9
神奈川県	10.8
新潟県	<u>71.1</u>
富山県	16.0
石川県	<u>18.9</u>
福井県	18.6
静岡県	33.0
愛知県	1.0
三重県	37.8
京都府	34.0
大阪府	1.0

かつお・まぐろ漁業

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5,961.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	293.9
青森県	543.1
岩手県	75.8
宮城県	28.4
秋田県	43.5
山形県	14.4
福島県	1.0
茨城県	7.0
千葉県	52.1
東京都	39.9
神奈川県	10.8
新潟県	<u>83.6</u>
富山県	16.0
石川県	<u>38.9</u>
福井県	18.6
静岡県	33.0
愛知県	1.0
三重県	37.8
京都府	34.0
大阪府	1.0

兵庫県	11.6
和歌山県	39.0
鳥取県	1.6
島根県	30.6
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>36.4</u>
徳島県	9.9
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	20.7
福岡県	7.9
佐賀県	8.2
長崎県	177.9
熊本県	3.8
大分県	6.9
宮崎県	25.3
鹿児島県	<u>14.1</u>
沖縄県	203.6

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚） 大中型まき網漁業	<u>3,350.1</u>
くろまぐろ（大型魚） かじき等流し網漁業等	10.3
くろまぐろ（大型魚） かつお・まぐろ漁業	80.0

兵庫県	11.6
和歌山県	39.0
鳥取県	1.6
島根県	30.6
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>36.6</u>
徳島県	9.9
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	20.7
福岡県	7.9
佐賀県	8.2
長崎県	177.9
熊本県	3.8
大分県	6.9
宮崎県	25.3
鹿児島県	<u>16.5</u>
沖縄県	203.6

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚） 大中型まき網漁業	<u>3,315.0</u>
くろまぐろ（大型魚） かじき等流し網漁業等	10.3
くろまぐろ（大型魚） かつお・まぐろ漁業	80.0

(1月から3月まで)	
くろまぐろ (大型魚)	491.4
かつお・まぐろ漁業	
(4月から12月まで)	

(1月から3月まで)	
くろまぐろ (大型魚)	491.4
かつお・まぐろ漁業	
(4月から12月まで)	